

令和5年度

機械器具設置工事における簡易型総合評価落札方式（試行）の訂正について

簡易型総合評価落札方式「専門工事タイプ（機械器具設置）」（試行）の訂正について

- 機械器具設置工事について、技術力による適正な競争と品質の確保を目的とし、令和5年度より、「簡易型総合評価落札方式」を試行することとした。
- 令和5年7月11日から7月13日までに公開していた評価項目について、別表4の一部に誤りがありましたので、訂正します。なお詳細は（別紙）正誤表（簡易型総合評価落札方式「専門工事タイプ（機械器具設置）」（試行）（別表4））のとおりです。

- 実施日：令和5年7月18日公告より適用。

令和5年度 専門工事タイプ（機械器具設置）評価項目【札幌建設管理部】

表E

技術評価項目		評価基準			施工実績審査タイプ 【専門工事型】（機械器具設置）				
					評価点	配点	小計		
企業の 施工能 力	工事施行成績	建設管理部発注工事 の当該工事と同じ入 札参加資格による工 事施行成績の平均点	ランク						
			93点≦ 平均点	7.50	7.50	9.50			
			91点≦ 平均点 < 93点	7.00					
			89点≦ 平均点 < 91点	6.50					
			87点≦ 平均点 < 89点	6.00					
			85点≦ 平均点 < 87点	5.50					
			83点≦ 平均点 < 85点	5.00					
			81点≦ 平均点 < 83点	4.50					
			79点≦ 平均点 < 81点	4.00					
			77点≦ 平均点 < 79点	3.50					
	平均点 < 77点	3.00							
	北海道建設部工事等優秀者表彰	過去3年間に表彰あり（札幌建設管理部で年1回適用） ※道建設部工事等優秀者表彰、道新技術・新製品開発賞	0.50	0.50					
		なし	0.00						
	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	0.50					
		上記以外	0.00						
	地域精通度 （施工実績）	過去に建設管理部発注の機械器具設置工事の施工実績あり（別表9）	1.00	1.00					
			0.00						
配置予 定技術 者	主任（監理）技術者の資格	技術士（機械、総合技術監理）（別表6）	1.00	1.00					
		上記以外	0.00						
	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（（公社）日本技術士会評価単位以上取得のみ）（別表7）	0.50	0.50			2.00		
		なし	0.00						
主任（監理）技術者の建設管理部優秀現場代理人表彰	過去3年間に表彰あり（札幌建設管理部内の兼任工事を重複評価しない）	0.50	0.50						
	なし	0.00							
担い手 の育 成・確 保	技術職員の育成・確保	①又は② の 大きい方	①若年技術職員の育成・確保 ・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は、新規技術者（35歳未満）が1%以上（直近の経営事項審査の「若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」による） ・上記該当なし	0.50	0.50		2.00		
				0.00					
			②技術職員総数の確保 ・技術職員の総数が、同数以上（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較） ・技術職員の総数の減少が、1～2人、又は減少率が4%以下（※1）（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較） ・技術職員の総数の減少が、3人、又は減少率が6%以下（※1）（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較） ・上記該当なし	0.50					
				0.25					
				0.10					
				0.00					
	新規の雇用	①新規の雇用あり（全建設管理部で年1回適用）（別表1）	0.50	0.50					
		なし	0.00						
	労働環境改善	雇用環境への取組	雇用環境への取組あり（①建設雇用優良事業所表彰 ②通年雇用 ③奨学金返済支援の取組）（別表2）	0.25	0.50				
			なし	0.00					
		仕事と家庭の両立支援の取組	「北海道あったかファミリー応援企業」の認定あり又は「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等の両立」取組あり（別表2）	0.25		0.25			
			次世代育成支援推進法の「一般事業主行動計画」策定届あり	0.15					
			なし	0.00					
	高齢者継続雇用	高齢者継続雇用の取組あり（別表3）	0.25	0.25					
なし		0.00							
女性の活躍支援	「北海道なでしこ企業」の認定あり又は「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」取組あり（別表4）	0.25	0.25						
	女性活躍支援法の「一般事業主行動計画」策定届あり	0.15							
	なし	0.00							
地域の 守り手 確保	多様な雇用への貢献	いずれかに該当有り （①障がい者の就労支援、②協力雇用主制度、③新分野進出優良建設企業表彰）（別表5）	0.25	0.25		1.50			
		なし	0.00						
	環境対策の認定制度等	登録又は認証あり	0.25	0.25					
		なし	0.00						
地域の 安全・ 安心貢 献度	主たる営業所の所在地	道内での主たる営業所に適用（別表8）	1.00	1.00					
			0.00						
計（満点）					15.00				
減点項目	評価基準			配点					
過去6ヶ月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり			-1.00					
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり			-1.00					

※1 減少数＝(直近の前の技術職員の総数)－(直近の技術職員の総数)
減少率＝(減少数)／(直近の前の技術職員の総数)×100%（小数点以下は切捨）

別表 1 新規の雇用

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 (ア) 過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を(卒業年度を含む4ヶ年度以内)雇用した企業。 (イ) 過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。 <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日時点で3ヶ月を超える継続雇用関係にある者とする。(継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)とする。) ・採用時点において、満35歳未満のものとする。 <p>【評価期間】</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。(公告日が令和5年度の場合、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間)</p> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 全建設管理部において年1回の落札まで、申請ができる。 (イ) ガイドラインⅢ-3-2-2(2) 工事等優秀者表彰標準評価項目の「ウ 評価基準(イ)(ウ)」と同様の扱いとする(P26(2)ウ参照)

別表 2 労働環境改善

技術評価項目	留意事項等
雇用環境への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 (ア) 道内に存する事業所における北海道知事による建設雇用優良事業所表彰を過去3年間に受けた企業。 (イ) 令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「通年雇用」の審査において評価された企業。 (ウ) 令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査において、(総合)振興局商工労働観光課に季節労働者通年化申告書を提出し、返送された季節労働者通年雇用化申告書(北海道経済部動労政策局雇用労政課長の確認印有り)の写しの提出があった企業。 (エ) 若年者雇用の取組として、職員の奨学金返還の支援に取り組む企業。 <ul style="list-style-type: none"> ① 奨学金返還の支援を行っている、又は行う規定を設けている企業。 ② 道内市町村の奨学金返還支援制度の認定(登録)企業となっている企業。 ③ 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)のホームページにおいて企業の奨学金返還支援(代理返還)制度に登載されている企業。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) における過去3年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。(公告日が令和5年度の場合、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。) (イ) 当該年度において、企業のホームページの掲載、求人票・社内規約・その他企業の支援があることを確認できる書類(写し)の提出があった企業。
仕事と家庭の両立支援の取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 ・当該工事の入札参加資格審査等の申請締切日の前日までに、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等両立」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出のあった企業。(認定期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。) ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、「北海道あったかファミリー応援企業」として登録され、北海道あったかファミリー応援企業登録証の写しの提出があった企業。(登録の有効期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。) ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画策定・変更届の写しの提出があった企業。(計画期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。)

別表 3 高年齢者継続雇用

技術評価項目	留意事項等
高年齢者継続雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする ・令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。 ・前年度の4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、当該年度の4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。 （公告日が令和5年度の場合、令和4年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和5年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和3年4月1日が満65歳の誕生日の人を令和4年4月1日に雇用し、令和5年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。） <p>また、評価対象の高年齢者は、下記の①から③のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。</p> <p>①雇用期間の定めのない雇用契約労働者。 ②一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上①と同一の状態にあると認められる者。 ③日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者には、下記の1～3のいずれかの書類の提出を求める。 1. 健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。 2. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の継続雇用されていることが解る書類の写し。 3. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。

別表 4 女性の活躍支援

技術評価項目	留意事項等
女性の活躍支援	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 ・当該工事の入札参加資格審査等の申請締切日の前日までに、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出のあった企業。 (認定期間の終了日が公告日以降のものを有効) ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、「北海道なでしこ応援企業」として認定され、北海道なでしこ応援企業認定証の写しの提出があった企業。 (認定の有効期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。) ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定・変更届の写しの提出があった企業。 (計画期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。)

別表 5 地域社会貢献

技術評価項目	留意事項等
多様な雇用への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。 ・令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業。 ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、「障がい者の就労支援企業」として認証を受け、障害者の就労支援企業認証書の写しの提出があった企業。 （認証有効期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。） ・保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。 （登録先の保護観察所長が発行する証明書の提出のあった企業。ただし、当該年度において協力雇用主として継続登録していることを証するものであること。） ・過去5年間に於いて、新分野進出優良建設企業表彰を受けた企業。 （公告日が令和5年度の場合、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。（平成30年度で表彰は終了））

別表6 配置予定技術者

技術評価項目	留意事項等
主任(監理)技術者の資格	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none">• 技術士を評価する。• 技術士の分野は、機械部門もしくは総合技術監理部門とする。 <p>【評価対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none">• 有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数とする。

別表 7 主任(監理)技術者の継続教育

技術評価項目	留意事項等																													
CPDの証明あり(評価単位以上取得)	<p data-bbox="379 412 616 448">【評価対象の種類】</p> <ul data-bbox="379 459 1145 495" style="list-style-type: none"> ・評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="371 548 1525 1066"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 548 713 741" rowspan="2">団体名</th> <th colspan="5" data-bbox="713 548 1525 629">評価単位</th> </tr> <tr> <th data-bbox="713 629 874 741">1年間 (R4.4.1～ R5.3.31)</th> <th data-bbox="874 629 1035 741">2年間 (R3.4.1～ R5.3.31)</th> <th data-bbox="1035 629 1197 741">3年間 (R2.4.1～ R5.3.31)</th> <th data-bbox="1197 629 1358 741">4年間 (H31.4.1～ R5.3.31)</th> <th data-bbox="1358 629 1525 741">5年間 (H30.4.1～ R5.3.31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 741 713 846">(一社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td data-bbox="713 741 874 846">10 ユニット 以上</td> <td data-bbox="874 741 1035 846">20 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1035 741 1197 846">30 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1197 741 1358 846">50 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1358 741 1525 846">70 ユニット 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 846 713 952">(公社)土木学会</td> <td data-bbox="713 846 874 952">25 単位 以上</td> <td data-bbox="874 846 1035 952">—</td> <td data-bbox="1035 846 1197 952">—</td> <td data-bbox="1197 846 1358 952">—</td> <td data-bbox="1358 846 1525 952">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 952 713 1066">(公社)日本技術士会</td> <td data-bbox="713 952 874 1066">25 CPD時間 以上</td> <td data-bbox="874 952 1035 1066">—</td> <td data-bbox="1035 952 1197 1066">75 CPD時間 以上</td> <td data-bbox="1197 952 1358 1066">—</td> <td data-bbox="1358 952 1525 1066">—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="379 1137 528 1173">【評価基準】</p> <ul data-bbox="419 1182 1350 1480" style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。 ・評価する単位は上記表のとおりとする。 ・評価単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。 (公告日が令和5年度の場合、令和5年3月31日迄の1年間とする。) ・評価単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。 (2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間) <p data-bbox="411 1496 887 1532">※継続教育取得単位緩和の特例措置</p>	団体名	評価単位					1年間 (R4.4.1～ R5.3.31)	2年間 (R3.4.1～ R5.3.31)	3年間 (R2.4.1～ R5.3.31)	4年間 (H31.4.1～ R5.3.31)	5年間 (H30.4.1～ R5.3.31)	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	10 ユニット 以上	20 ユニット 以上	30 ユニット 以上	50 ユニット 以上	70 ユニット 以上	(公社)土木学会	25 単位 以上	—	—	—	—	(公社)日本技術士会	25 CPD時間 以上	—	75 CPD時間 以上	—	—
団体名	評価単位																													
	1年間 (R4.4.1～ R5.3.31)	2年間 (R3.4.1～ R5.3.31)	3年間 (R2.4.1～ R5.3.31)	4年間 (H31.4.1～ R5.3.31)	5年間 (H30.4.1～ R5.3.31)																									
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	10 ユニット 以上	20 ユニット 以上	30 ユニット 以上	50 ユニット 以上	70 ユニット 以上																									
(公社)土木学会	25 単位 以上	—	—	—	—																									
(公社)日本技術士会	25 CPD時間 以上	—	75 CPD時間 以上	—	—																									

別表 8 地域の守り手確保

技術評価項目		評価基準		評価点
地域の安全・ 安心貢献度	主たる営業所の 所在地	適用	道内	1.00
			道外	0.00

別表 9 企業の施工能力

技術評価項目		評価基準		評価点
地域精通度 (施工実績)	過去15年間の 道内での機械器 具設置工事施工 実績	適用	道内	1.00
			道外	0.00